

35—12 P U D T

鑑 定

1. 鑑定事項（特施規 § 60、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥（以下、準用関係は省略）、民訴規 § 129）
 - (1) 当事者又は参加人が鑑定の申出をするときは、同時に鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただしやむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。
 - (2) 相手方は、この書面について意見があれば、意見書を審判長に提出しなければならない。
 - (3) 審判長は職権により又は申出により、意見書を考慮した上で鑑定事項を定める。
 - (4) 審判長は、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。
2. 鑑定人（→34—01の6.）に対する忌避の申立て（特施規 § 60の2の2、民訴規 § 130）（→59—01）
 - (1) 鑑定人に対する忌避の申立ては、原則として、書面（特 § 142の類推により、例えば特施規 § 48の2（様式64）に準じた書面）により行う。
 - (2) 口頭審理又は証拠調べにおいては口頭でも可能である。
3. 鑑定人の宣誓（特施規 § 60の3）（類規：民訴規 § 131）
 - (1) 宣誓書には良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。

(2) 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方法も可能である。このとき、審判長の宣誓の趣旨の説明、虚偽鑑定の際の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法も可能である。

4. 鑑定人の陳述の方式（特施規 § 60 の 4、民訴規 § 132）

審判長は鑑定人に、共同して又は個別に意見を述べさせることができる。

5. 鑑定人の発問（特施規 § 60 の 5、民訴規 § 133）

鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、証拠調べに立ち会い、審判長に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め又は審判長の許可を得て、これらの者に対し直接質問することができる。

6. 準用規定（特施規 § 60 の 6～8）（類規：民訴規 § 134～136）

(1) 鑑定

呼出状、不出頭の届け出、宣誓、口頭での意見陳述、及び尋問に代わる書面の提出については、証人尋問に関する規定を準用する。

(2) 鑑定証人尋問（特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問）については、証人尋問に関する規定を適用する。

(3) 鑑定の囑託については、宣誓に関する規定を除き、鑑定に関する規定を準用する。

(改訂 H27. 10)